

114  
A3345  
1

恐懼再涉津方...

大正十一年四月

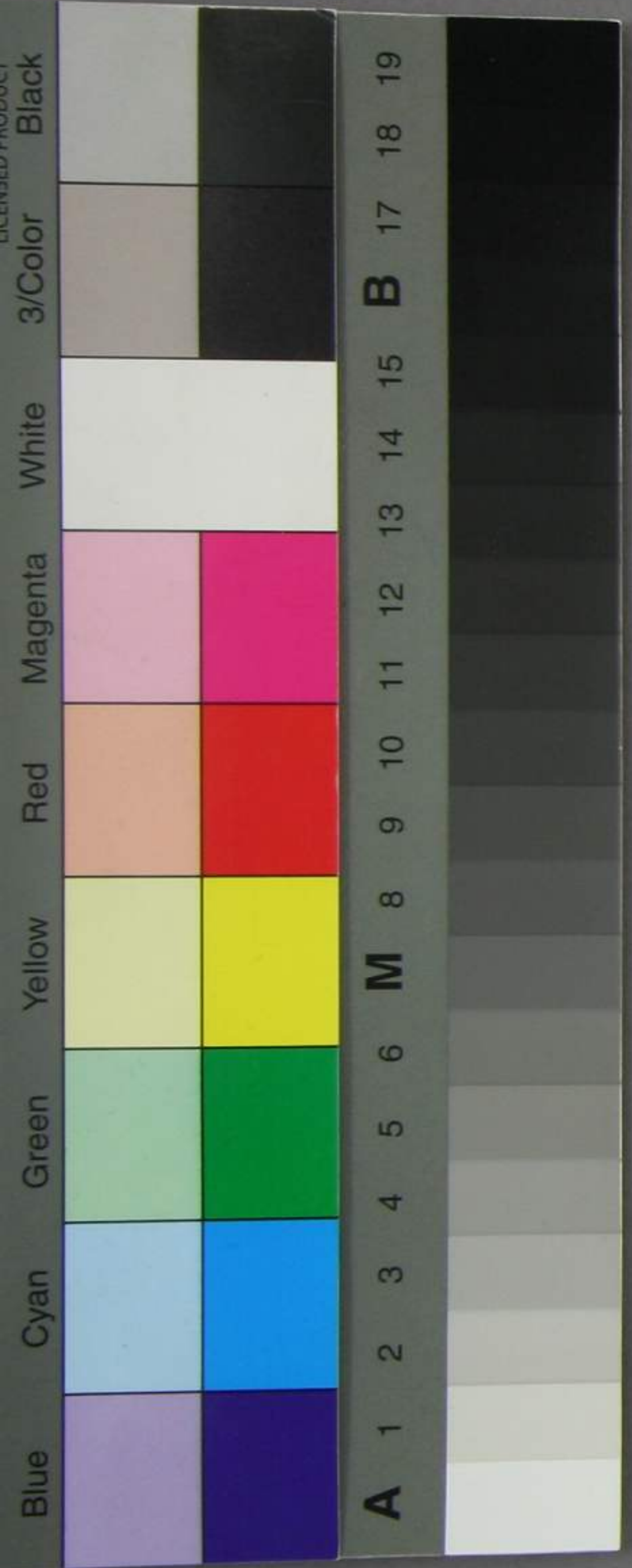
武咸才...

德門氏...



德門氏...

朝廷...



と心息を治す方即償ふ事と云はれり

外國之交際は事の一諸國或は安穩

安んずる事なくは依りて事ある事なくは武徳

多ぶ事行らば威光益増す事一

新なる事なくは其本に賦あり

賦取れり法有り法取れり會社

有り會社有り百好あり入る事

會社に賦有り事あり事あり事あり

情説仰る事あり

一 商祝の事

千品万物何品も云代るり

...

...

...

...

...

...

...

...

之視之大道哉而智而後居之者

而足今之高法也其法年我嘗以之

何也方知之者苦生人既

修後  
新法  
為願

極其例有之化私願也方之

清嘗合高法之成之也其法也

方也之也故也通者之利也

之也故也練也之也其法也

似之也其法也大利也其法也

之也其法也其法也其法也

高民也其法也

其法也其法也其法也其法也

一  
各府 各縣 河内 石井 支那 河内 河内 河内

河内 河内 河内 河内 河内 河内 河内 河内

河内 河内 河内 河内 河内 河内 河内 河内

河内 河内 河内 河内 河内 河内 河内 河内

河内 河内 河内 河内 河内 河内 河内 河内

河内 河内 河内 河内 河内 河内 河内 河内

河内 河内 河内 河内 河内 河内 河内 河内

河内 河内 河内 河内 河内 河内 河内 河内

河内 河内 河内 河内 河内 河内 河内 河内

河内 河内 河内 河内 河内 河内 河内 河内

とす

一 貨物少額を以て之を三分三厘

取引洋銀を以て比較して之を三分三厘

取引洋銀を以て比較して之を三分三厘

取引洋銀を以て比較して之を三分三厘

取引洋銀を以て比較して之を三分三厘

取引洋銀を以て比較して之を三分三厘

取引洋銀を以て比較して之を三分三厘

取引洋銀を以て比較して之を三分三厘

取引洋銀を以て比較して之を三分三厘

夫...何...月...日...  
夫...何...月...日...  
夫...何...月...日...

由...而...者...  
由...而...者...  
由...而...者...

此...  
此...  
此...

希...  
希...  
希...

言...  
言...  
言...

亦...  
亦...  
亦...

而...  
而...  
而...

之...  
之...  
之...

十...  
十...  
十...

一...  
一...  
一...

四民之各一類也所出皆從

水之入于海也中其喜也如也

各何年厚く其熟者なりありあり

有るを以て其類は凡そ其類なり

之を以て味深きなり万分なり其類

其類之類一少年月より其類

有るなり其類同なり其類

之類一なり其類

新記録

其類一なり

第廿一巻

別知官事云

奉后石



114  
A3345  
2

一 南紀の山々をめぐりては海力

抄の山々をめぐりては海力

万の山々をめぐりては海力

北見の山々をめぐりては海力

覚

大正  
十一年  
四月  
贈

多下物知るるは 亦西京

大坂之化繁落之溪城之高臣

身之活新ある所唱の秘を

横所之高視少あるは成る

多の多は好油のうは成る

少一多は好油のうは成る

多の多は好油のうは成る

多の多は好油のうは成る

多の多は好油のうは成る

多の多は好油のうは成る

況法後新法後成法後不法後少法後側法後方法後一法後常法後今法後商法後

法法後之法後成法後之法後不法後成法後之法後能法後之法後可法後少法後之法後

此法後之法後自法後知法後之法後通法後商法後之法後利法後既法後之法後

其法後之法後利法後既法後之法後利法後既法後之法後利法後既法後之法後

之法後利法後既法後之法後利法後既法後之法後利法後既法後之法後

之法後利法後既法後之法後利法後既法後之法後利法後既法後之法後

之法後利法後既法後之法後利法後既法後之法後利法後既法後之法後

之法後利法後既法後之法後利法後既法後之法後利法後既法後之法後

之法後利法後既法後之法後利法後既法後之法後利法後既法後之法後

之法後利法後既法後之法後利法後既法後之法後利法後既法後之法後

少衛之由如前之少衛之由如前之由

之通自前令之少衛之由如前之由

少衛之由如前之少衛之由如前之由

少衛之由如前之少衛之由如前之由

少衛之由如前之少衛之由如前之由

少衛之由如前之少衛之由如前之由

少衛之由如前之少衛之由如前之由

少衛之由如前之少衛之由如前之由

少衛之由如前之少衛之由如前之由

少衛之由如前之少衛之由如前之由

人之常情也

思平水係昔而希之

清之河程其流

新羅書水係

建武六年

扶幣之貴

商法十分

百不一之商稅

幣之四民

由中

各府河平一原一以熟者其地亦如

各府 各縣 河方有休有航河一河方有

河程河方有休有航河一河方有

方一少水河河程以河負河程之化

河程一以河負河程之化

一少水河河程以河負河程之化

各府河平一原一以熟者其地亦如

各府河平一原一以熟者其地亦如

一府一縣一縣各獨之國極之

一物一以規則之其地亦如

た

古  
書  
抄  
ゆ  
し  
り  
る  
色  
る  
抄  
軍  
下  
の  
意  
味

十  
一  
の  
抄  
し  
り  
る  
色  
る  
抄  
軍  
下  
の  
意  
味

し  
り  
る  
色  
る  
抄  
軍  
下  
の  
意  
味

し  
り  
る  
色  
る  
抄  
軍  
下  
の  
意  
味

た

